

防府市新規就農者農地確保支援事業に係る補助金交付要綱

平成19年8月20日制定

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「公社」という。）が行う新規就農者農地確保支援事業（以下「事業」という。）に係る補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象及び補助率)

第2条 市は、公社が別表の事業を行うに要する経費について、予算の範囲内において、同表の補助率により補助する。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の規定による補助金の交付の申請をしようとする場合は、補助金交付申請書（別記第1号様式）により、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業計画の変更等に係る承認の申請)

第5条 前条第1項の規定による通知を受けた公社は、当該補助事業に要する経費の配分又は事業計画の内容について重要な変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（別記第2号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第6条 公社は、事業を完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した日、又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い時期までに実績報告書（別記様式第3号）により、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 市長は前条の規定により報告があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条の規定により通知を受けた公社は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(別記第4号様式)により、市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第4条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

3 公社は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書(別記第4号様式)により、市長に提出しなければならない。

(他の用途への使用禁止)

第9条 公社は、当該補助金を他の用途へ使用してはならない。

(関係書類の整備)

第10条 公社は、事業の施行状況及び事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、交付決定のあった年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(報告及び検査等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、公社に対し報告を求め、前条の帳簿その他関係書類若しくは事業の施行状況を検査し、又は事業の施行上必要な指示をすることができる。

(補助金の交付決定の取消等)

第12条 市長は、公社が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

(3) 事業の施行方法が不相当であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分について既に補助金が交付されているときは、公社に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 市長は、公社に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、公社に対し、期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月20日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表

事業	経費	補助率	事業主体
新規就農者農地確保支援事業	<p>1 公社が新規就農者農地確保支援事業として買い入れた農地の対価の支払に要する資金を借入金により調達した場合の当該借入金利息の支払いに要する経費（平成15年度中までに買い入れたものに限る）</p> <p>2 新規就農者農地確保支援事業で借り入れた農地について5年以内の無償貸付を行うために要する経費（小作料を含む）</p>	<p>当該事業に要する経費の1/2以内</p>	<p>公社</p>

別記第1号様式

年度防府市新規就農者農地確保支援事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

所在地

代表者名

年度防府市新規就農者農地確保支援事業を実施したいので、防府市新
規就農者農地確保支援事業に係る補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助
金 円を交付されるよう申請します。

記

1 補助事業の目的

2 事業計画

3 経費の配分

(単位：円)

事業名	総事業費	負担区分	
		市	その他

4 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
合 計					

5 事業完了予定年月日

年 月 日

別記第2号様式

年度防府市新規就農者農地確保支援事業補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

所在地

代表者名

年 月 日付け指令防農第 号で補助金交付決定のありました防府市新規就農者農地確保支援事業の実施について、下記のとおり変更したいので、防府市新規就農者農地確保支援事業に係る補助金交付要綱第5条の規定に基づき申請します。

記

- 注) 記の記載要領は、別記第1号様式の記の様式に準ずる。この場合において
- 1 別記第1号様式の記の「1 補助事業の目的」を「1 変更の理由」と書き替えること。
 - 2 別記第1号様式の記の「2 事業計画」及び「3 経費の配分」について、当初申請と変更申請とを比較できるよう当初申請を上段に括弧書きすること。
 - 3 別記第1号様式の記の「4 収支予算」の「(1) 収入の部」及び「(2) 支出の部」中「本年度予算額」を「本年度変更予算額」と、「前年度予算額」を「本年度当初予算額」と書き替えること。

別記第3号様式

年度防府市新規就農者農地確保支援事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

所在地

代表者名

年 月 日付け指令防農第 号の交付決定通知に基づき、下記のとおり事業を実施しましたので、防府市新規就農者農地確保支援事業に係る補助金交付要綱第6条の規定に基づき報告します。

記

注) 記の記載要領は、別記第1号様式の記の様式に準ずる。この場合において

- 1 別記第1号様式の記の「4 収支予算」を「4 収支精算」と書き替え、「(1) 収入の部」及び「(2) 支出の部」中「本年度予算額」を「本年度精算額」と、「前年度予算額」を「本年度予算額」と書き替えること。
- 2 別記第1号様式の記の「5 事業完了予定年月日」を「5 事業完了年月日」と書き替えること。
- 3 添付書類については、交付申請書または変更承認申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

別記第4号様式

年度防府市新規就農者農地確保支援事業補助金請求書(概算払請求書)

番 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

所在地

代表者名

年 月 日付け(指令)防農第 号で確定額(交付決定)通知の
ありましたこの補助金について、下記により金 円を(概算払によっ
て)交付されるよう請求します。

記

(単位:円)

事業名	総事業費	市費補助 金	既受領額	今回請求 額	残 額